

【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

本資料では、次のとおり略称を用います。

- ・規則・・・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>○ ただし書きで駐車用に供される部分に設ける泡消火設備の薬剤交換の切替えが出来る整理となっているが、その他の回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着用に供されるもの、道路用に供される部分、自動車の修理若しくは整備用に供される部分、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分について、所要の規定の整備を行い、その細目を新たに消防庁告示で規定するほか、所要の改正を行うことはあるか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 今回の改正は、令和6年度「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」において、実験等により安全性の検証を行った駐車用に供される部分に設ける泡消火設備を対象としています。そのため、当該部分以外の防火対象物又はその部分に設ける泡消火設備に関しては現時点で安全性の検証ができていないことから今回の改正の対象外としています。</p>	無
No.2	<p>○ 車路への基準適用について(規則第18条第2項)</p> <p>今回の改正では「駐車用に供する部分に設ける泡消火設備」に関する規定が設けられているが、以下の点について明確な基準及び解釈通知を求める。</p> <p>1 車路部分への基準適用</p> <p>駐車場施設における車路部分は、駐車スペースと一体的に機能する不可分の構成要素である。今回の改正において、車路部分に対する放射量基準が明示的に記載されていない場合、駐車用に供する部分と同等の</p>	<p>○ 車路への基準適用について</p> <p>1 駐車用に供される部分には、主として自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路も含まれます。</p>	無

	<p>基準を適用する旨の確認を求める。</p> <p>2 混在基準への対応</p> <p>同一建物内において放射量基準が異なる場合の実務的な運用方法、特に施工・検査・維持管理の各段階における具体的な対応方法及び基準の明確化を求める。</p> <p>○ 既設泡消火設備における新基準泡薬剤への更新について</p> <p>フッ素非含有薬剤への移行に伴い、既設設備の更新に関する以下の事項について、実務上対応可能な基準及び手続きの明確化を求める。</p> <p>1 取付高さの相違への対応</p> <p>既設建物の天井高さが新規泡ヘッドの認定取付高さを上回る場合であっても、当該設備が初期火災抑制に必要な性能を有することの確認ができれば設置を認める旨の基準化を求める。併せて、性能確認の具体的な手続き、試験方法及び確認書類の要件を明示するよう求める。</p> <p>2 既設機器の流用について</p> <p>新旧薬剤間において、タンク容量・材質、混合器の混合比率等の主要仕様が適合する場合、既設のタンク及び混合器の継続使用を認める旨の基準化を求める。加えて、新旧薬剤の互換性確認において検証すべき項目（腐食性、相溶性、流動性等）の標準化及び手続きの統一を求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>2 御質問の趣旨が分かりかねますが、同一建物内に放射量基準の異なる泡消火設備を設置する場合には、それぞれの放射量の基準を満たすように設計、設置する必要があります。</p> <p>○ 既設泡消火設備における新基準泡薬剤への更新について</p> <p>1 前段について、実際に建物に設置されるヘッドの取付高さが新たに告示に規定する性能試験におけるヘッドの取付高さを超えている場合には、必要な性能を確保していることが確認できないため認められません。後段について、駐車用の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能の確認方法等については、別途通知でお示しする予定です。</p> <p>2 前段について、泡消火設備において、使用する泡消火薬剤の種別のみを変更した場合でも、技術基準に適合する場合は、既存の機器を引き続き使用することは差し支えありません。後段について、新しい泡消火薬剤と消火設備の各構成部品との適合性については、設置事業者による社内試験、設置時の放射試験により確認されるものと承知しています。</p>	
No.3	○ 今回改正の適用部位が「駐車用のに供される部分」との表記となっております	○ No.2「車路への基準適用について」の1の回答のとおり	無

	<p>り、所謂「車室」に限定されるとも解釈出来るが、改正主旨を踏まると当然ながら車路(マンションに付帯する地下階や地上階の自走式駐車場への進入路を含)も同様の扱いとの理解で相違ないか。</p> <p>上記車路が除外される場合、泡消火設備を「車室系統」と「車路系統」の2系統設置する必要が生じ、その費用と設置スペース増加を回避するには、結果的に「車室」部分も従来の基準に沿った設備を設置することとなり、放射量の見直しに抛り期待される効果は限定的なものになると考えられる。</p> <p>○ 既設の泡薬剤からの更新について</p> <p>1 既設の建物に新たなフッ素非含有薬剤を使用することとなった場合、仮に当該機器の認定上の取り付け高さが、既存建物の当該対象エリアの高さに満たなくても、火災の初期抑制ができれば問題ないか。</p> <p>2 新たな泡薬剤については各メーカー等より性能評定を取得されると思われるが、評定番号が既設のタンクや混合器と異なる番号となった場合でも、仕様が同じであれば、タンクや混合器もそのまま使用できると考えてよいか。</p> <p style="text-align: right;">【三菱地所レジデンス株式会社】</p>	<p>りです。</p> <p>○ 既設の泡薬剤からの更新について</p> <p>1 実際に建物に設置されるヘッドの取付高さが新たに告示に規定する性能試験におけるヘッドの取付高さを超えている場合には、必要な性能を確保していることが確認できないため認められません。</p> <p>2 性能評定は消防庁では実施しておりません。性能評定の運用については評価機関にお問い合わせください。</p>	
No.4	<p>○ 所要の性能について、「試験」により確認することが示され、又、その実施者と評価者(第三者機関)があることが分かるが、次についてはどのようになり、どのように示されていくのか。</p> <p>1 「試験の実施者」は、どのような者になるのか。当該消火設備の所有者や使用者が実施の主体者となるのか、或いは、当該消火設備の販売や設置業者が主体者となるのか。</p> <p>2 「試験の実施」は、どのような方式で行われるのか。所有者・使用者の個別申請により、設備業者が当該設置場所に赴き行われるのか、或いは、設備</p>	<p>○ 「試験」による確認について</p> <p>1 試験の実施者について、法令上、特段の定めはありませんが、主に消火設備の製造事業者、設置事業者等が行うことが想定されます。</p> <p>2 試験の実施方法のうち、お尋ねの内容については、法令上、特段の定めはありませんが、主に消火設備の製</p>	無

	<p>業者が製品や型式ごとに自主的に試験を実施し、その結果が所有者や使用者に報告されるのか。</p> <p>3 「試験及び評価の結果」が出るには、どのくらいの時間を要するのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>造事業者、設置事業者等が製品の型式ごとに実施することが想定されます。</p> <p>3 消防庁が試験や評価を行うものではないため具体的な回答はいたしかねます。</p> <p>なお、駐車のために供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能の確認方法等については、別途通知でお示しする予定です。</p>	
No.5	<p>○ 別図第二整流筒について</p> <p>1 フランジ部に溶接と記載されているが、溶接に限る根拠が無いと思われるので「溶接」を削除願いたい。</p> <p>2 「100Ax40A 溶接レギュレーサ」と記載されているが、図と一致していないので、訂正願いたい。</p> <p>3 フォームヘッド取付部は「1x1/2 ソケット」と記載されているが、図では 1B で配管を接続して延ばしておらず、フランジと干渉しない長さを指定して訂正願いたい。なお、100A に接続する継手は、排気口と同様にハーフカップリングまたはボスであり記載不要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 別図第二整流筒について</p> <p>1 及び 2 御意見を踏まえ修正します。</p> <p>3 前段について、フォームヘッド取付部は、フォームヘッドを取り付けた場合でもフランジから十分な距離が確保されるものとなっておりますので原案どおりとします。後段について、御意見を踏まえ修正します。</p>	有
No.6	<p>○ コストやメンテナンス性、部品・材料の流通性より安全性・稼働安定性・事業性が損なわれる可能性が考えられる為、仕様選定決定に於いて管轄消防及び環境関係部門と協議し決定する余地を考慮願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 御質問の趣旨が分かりかねますが、泡消火設備の設計、設置に関しては、防火対象物の関係者と消防機関が協議の上、適切に設置されるものと承知しています。</p>	無
No.7	<p>○ 今回の改正により泡消火薬剤の交換が進むと考えられるが、配管内の消</p>	<p>○ お見込みのとおり、異なる泡消火薬剤を混合した場合</p>	無

	<p>火薬剤を全て交換することを想定しているのか。そうでない場合、既存設備の配管等に残った泡消火薬剤と新たに交換する泡消火薬剤が混合し、消火性能に影響を及ぼすことは考えられないのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>には性能の確保に関する知見が得られていないことから配管内も含め交換が必要となります。</p>	
No.8	<p>○ PFOS 等を含有する泡消火薬剤を PFOS 等を含有しない泡消火薬剤に交換する場合、配管内等を含む泡消火設備内全ての泡消火薬剤を交換しても、配管内を洗浄をしなければ、PFOS 等が検出されると考えられるが、泡消火設備としては、PFOS 等を含有していない泡消火薬剤を使用している泡消火設備と扱ってもよいのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 消防法令上、PFOS 等を含有する泡消火薬剤に該当するか否かについての規定はありませんので、回答いたしかねます。</p>	無
No.9	<p>○ 今後、新告示に基づき設置される新築の防火対象物において、合成樹脂製のハウジング継手を設置する場合は、合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成 13 年消防庁告示第 19 号）の軽易耐熱性試験に合格し認定しているものは、設置することはできるか。また、新告示に定める試験方法により、泡消火設備に使用する合成樹脂製の管及び管継手の軽易耐熱性試験と同じ内容で試験することで、設置することはできないのか、ご教示いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成 13 年消防庁告示第 19 号）第三第四号の規定に基づき、軽易耐熱性試験のみに合格している管継手を使用できるのは、スプリンクラー設備であって湿式の流水検知装置が設けられているものの管等が天井部分に設置されている場合において、火災時に熱を受けるおそれがある部分が自動式の消火設備の有効範囲内にあるときに限られます。</p>	無

○意見提出者数：9件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしております。

※3 上記の他、案と一切無関係と判断し、提出意見として扱わなかったものが2件ありました。